

別れさせ工作委託契約と公序良俗

【文献種別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 平成30年8月29日
【事件番号】 平成30年（レ）第57号
【事件名】 工作委託料等請求控訴事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 民法643条・645条・648条・90条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449701

事実の概要

Xは、いわゆる「別れさせ屋」を標榜する探偵業者である。Yは、以前交際していた女性A（指定女性）との復縁を希望していたことから、平成28年4月15日、Aの新しい交際相手であるB（対象者）とAとの交際を終了させるための準備として、XがBの調査をすることを内容とした調査委託契約を、同年4月18日には、AとBとの交際を終了させることに関し、XがYに協力することを内容とした「別れさせ工作委託契約」（着手金80万円・成功報酬40万円）（以下、「本件契約」）を締結した。なお、Xは、本件契約にあたり、本件契約関係者であるA、B、Yが、いずれも独身であることを確認している。

5月14日、Xは、Yの提案に従って、女性工作員CをBに接触させ、食事を共にさせた上、同事実をAに暴露する計画を実行し、Cは、7月17日、AからBと別れた旨のLINEメッセージを受け取った。Xは、同日、Yに対し、AとBの交際が終了した旨報告した。

Yは、5月16日までに一定額を支払ったものの、残金を支払おうとしないため、Xは、契約残金およびこれに対する遅延損害金の支払いを求めて、原審・大阪簡裁に提訴した（本訴請求）。一方、Yは、本件契約等が公序良俗に反し無効であるなどと主張して、不当利得返還請求権に基づく既払金の返還を請求した（反訴請求）。原審（大阪簡判平30・1・12判例集未登載）は、本件契約等が公序良俗に反するとはいえないなどとして、Xの本訴請求を認容し、Yの反訴請求を棄却したところ、Yは、本訴請求に係る敗訴部分を不服として控訴した。

判決の要旨

「本件契約等の目的達成のために想定されていた方法は、人倫に反し関係者らの人格、尊厳を傷付ける方法や、関係者の意思に反してでも接触を図るような方法であったとは認められず、また、実際に実行された方法も、工作員女性が対象男性と食事をするなどというものであったというのである。これらの事情に照らせば、本件契約等においては、関係者らの自由な意思決定の範囲で行うことが想定されていたといえるのであって、契約締結時の状況に照らしても、本件契約等が公序良俗に反するとまではいえない」（控訴棄却）。

判例の解説**一 はじめに**

「別れさせ屋」とは、依頼者からの委託に基づき、夫婦関係ないし恋人関係（不倫関係にある者を含む）にあるカップルを別れさせるための工作（別れさせ工作）等を請け負う業者の通称である¹⁾。探偵業者が専門ないし兼業で営むことが一般的であり、事業者HPによれば²⁾、業界としては既に30年近い歴史がある。平成13年に同名のテレビドラマが放映されたこともあって、現在では世間的にも一定の認知度があり、「別れさせ屋」とインターネット検索すれば多数の事業者サイトがヒットすることから、誰でも簡単に同業者と契約できる状況にある。

一方、別れさせ屋に対する社会の目は厳しく、その適法性については、常に疑惑の目が向けられてきた。報道によれば³⁾、合田悦三裁判官は、担当する刑事事件の判決にあたり、同業につき「不

法のそしりや社会的非難を免れないもので、金目当てにそのような工作に及ぶ者や、目的のため手段を選ばずそのような工作を依頼する者が存在すること自体が甚だ遺憾」と批判したというが⁴⁾、「不法」評価については別論、この言葉は、同業に対する社会的評価を的確に表している。東京地判平 27・9・9（労経速 2266 号 3 頁。以下、「東芝事件判決」）は、懲戒処分妥当性を判断するにあたり、別れさせ工作が「社会通念上相当とはいえず、場合によっては不法行為となり得ることを前提に、別れさせ屋に依頼したこと自体が「犯罪の成否は別としても、企業秩序を乱す懲戒事由には当たる」との判断を示したが、こうした判断も、別れさせ屋に対する社会的評価を基礎とするものと考えられよう。

別れさせ工作が違法であるなら、同工作を委託する本件のような契約も、公序良俗に反し、当然に無効となる。もっとも、公表裁判例の限り、別れさせ工作委託契約の公序良俗に係る有効性が判断されたのは、本件原審が第一例であって⁵⁾、この点に係る確立した判例は存しない。一般社団法人日本調査業協会は、HP において、「探偵業の業務の適正化に関する法律」（以下、「探偵業法」）6 条を挙げ、別れさせ工作に係る契約は公序良俗に反する等として自主規制する⁶⁾。しかし、同条は、探偵業務を行うにあたっては「人の生活の平穏を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない」ことを定めるにとどまる。そもそも、別れさせ屋自身、用いる手法や手段によっては同工作が違法となることを認めているのであって⁷⁾、同条を挙げるだけでは、別れさせ工作委託契約の全てが公序良俗違反となることの根拠を示したことにはならないのである。

本判決は、別れさせ工作委託契約の有効性に係る法的判断が示された数少ない公表裁判例であり、同工作が公序良俗違反となる場合の判断基準を示す点で、原審判決と共に実務上の意義が認められる。なお、本裁判において、Y は、契約の不成立や、X の債務不履行に基づく解除、報酬減額等の合意の存在を主張し、着手金の支払額についても争うが、原審判決・本判決いずれも Y の主張を斥けている。本評釈では、公序良俗違反の判断に論点を絞ることとしたい。

二 公序良俗違反の判断枠組

1 本判決の分析

本判決は、まず、別れさせ工作の方法として想定された内容、実行された内容について検討し、これらが、(a)「人倫に反し関係者らの人格、尊厳を傷つける方法」、(b)「関係者の意思に反してでも接触を図るような方法」のいずれにも該当しないことを確認する。これらの事情に照らし、本件契約等においては、(c)「関係者らの自由な意思決定」の範囲で行うことが想定されていたとして、契約締結時の事情に照らしても、公序良俗違反になるとまではいえない旨を結論するのである。

以上を文字通りに解釈するならば、別れさせ工作委託契約が公序良俗違反となるかの判断において重要なのは、同工作が、(c) 関係者らの自由な意思決定を歪めるようなものであったか否かであり、この判断は、同工作の方法として想定され、実行された内容が、(a)(b) に該当するか否かで判断されることとなる。しかし、(a) に該当する工作が行われたことは、本当に (c) を帰結するのであろうか。

例えば、本件において作業員 C が有夫の女性であり、かつ、工作内容が B C 間に肉体関係を生じさせることを含むとすれば、当該工作は人倫に反し、関係者らの人格、尊厳を傷つけると評価されよう。しかし、この場合でも、B が C の誘惑にのるか否かは、工作の手段としてデートレイプドラッグが用いられた等の事情がない限り、基本的に B の自由意思に委ねられている。また、仮に B が C と肉体関係をもつに至ったとしても、最終的に A が B と別れるかは、A の自由意思に委ねられているのであって、ここでも関係者の意思決定が歪められているとは言い難い。そもそも、以上の事情が認められるなら、意思決定が歪められたか否かにかかわらず、人倫に反するとして、公序良俗違反は認定できよう。本判決において、裁判官は、結論を導くために必要最低限の判断を示したに過ぎないのであって、判断枠組の抽出にあたっては、判決文に表れない部分を補う必要がある。

以上の検討によれば、別れさせ工作委託契約は、その工作内容が、(c) 関係者らの自由な意思決定を歪め、あるいは、(a) 人倫に反し関係者らの人格、尊厳を傷つける場合に、公序良俗違反となる。なお、(c) につき、関係者の自由な意思決定を歪めるのは、意に反した接触の場面に限られないこと

からすれば、(b)は、(c)の1ケースを例示するものと考えられる。(c)の具体例としては、上述のデートレイブドラッグが用いられる場面のほか、捏造された証拠の提示によって関係者の意思決定を歪めるケース等が考えられよう。

2 原審判決の分析

一方、原審は、一般的に「別れさせ工作のすべてが公序良俗に反するとは言えない」としつつ、「(d)契約の目的、(e)依頼者、対象者等の関係者の配偶者の有無等の状況、(f)工作の内容、方法等が(g)著しく社会的相当性を欠き、(h)当事者の意思決定の自由を奪ったり、歪めるようなときは公序良俗に反する場合がある」とする（下線：引用者）。判断のポイントを(d)(e)(f)等と列举した上、これらが(g)(h)に該当する場合に、公序良俗違反が認定されうると論じるのである。

その上で、原審は、本件につき「(i)関係者は全員独身であり、(j)別れさせ工作の内容は、指定女性に対し、対象者が女性従業員と交際していることを暴露して指定女性が対象者と別れることを決心するように仕向けるというもの」であること、「(k)女性従業員が工作のため対象者と肉体関係を持ったことを裏付けるものはない」ことを指摘し、「(l)対象者の二股行為によって愛想をつかして交際を終了させるか否か、対象者の説明、説得により継続するか否かは指定女性によることになる」から、本件契約は「道徳的に問題があるにしても、意思決定の自由が歪められ、それが看過できないほど社会的相当性を逸脱し、公序良俗に反するとまではいえない」との結論を導く（下線：引用者）。(i)は(e)に係る事実、(j)(k)は(f)に係る事実であるところ、原審は、(i)(j)(k)を指摘することで、(e)(f)が(g)にあたらぬこと、(j)について(l)の説明を付した上で、(h)にあたらぬことを明らかにしたと理解できよう。

以上に示された判断枠組は、(f)についてののみ(a)(c)（≒(g)(h)）の検討を行う本判決に比して詳細であり、(e)(f)については、具体的に何が(g)(h)の判断で問題となるかを明らかにした点でも、実務上参考となる。もっとも、本件は、(d)(e)に特に問題がなく、(f)について判断すれば足りる事案であった。裁判所の認定事実を前提とすれば、(g)に該当する可能性も低く、(f)について(h)を中心に判断した本判決との違いは、実質的に存しないといえよう。

なお、判決に(d)の判断はないが、別れさせ工作を委託する以上、契約目的が社会的相当性を欠くのは当然であって、「道徳的に問題がある」との評価は、この点を踏まえたものであろう。もっとも、この程度が著しいとして、(g)が判断されるのは、復讐等、害意が認められる場面に限られるのではないか。

3 東芝事件判決の分析

上述の通り、別れさせ工作委託契約の法的有効性を直接に判断した公表裁判例は、実質的に同じ判断枠組によって、本件契約の有効性を肯定する。もっとも、同契約について、異なる判断を前提とする判決も公表されている。上述の東芝事件判決（東京地判平27・9・9）である。

同判決は、懲戒処分等の妥当性判断にあたり、別れさせ工作について「虚偽の言動により被害女性の自己決定を誤らせる行為であって、社会通念上相当とはいえない上、当該虚偽の言動による錯誤に基づき被害女性から(m)金品の授受、(n)プライバシーの開示、(o)性的関係の発生が生じた場合には、不法行為となり得る」との評価を下す（下線部：引用者）。問題は、別れさせ工作により(m)や(n)の事態が生じた場合、不法行為となり得るとの判断である。別れさせ工作は、対象者には恋愛そのものであって、従業員にプレゼントを贈ることも、恋人としてプライバシーを開示することも当然に考えられる。(o)はともかく(m)や(n)については、恋人のふりをするという工作内容から避けて通れない問題であり、これが不法行為となるなら、原因となる工作を委託する契約も公序良俗違反の評価を免れない。

しかし、(m)につき、従業員の歓心を得るべくなされた贈与につき受益の意思表示をしたこと自体が不法行為と評価される事態は考え難い。恋愛の形は多様であり、財産目当て、身体目当ての交際がありうることも含め、基本的に恋愛は自由なのであって⁸⁾、恋愛感情を基礎としない交際によって相手を錯誤に陥らせた結果、金品が贈与されたとしても、当該関係を濫用したといえる事情が見出されない限り、法はこれに介入しないのが原則なのである⁹⁾。なお、別れさせ工作に係り、関係が濫用されるケースとして、従業員が、具体的に結婚をほのめかし、関係を継続させるために金品を要求する場面が考えられるが、これは、別れさせ工作に便乗して行われた結婚詐欺であり、

別れさせ工作委託契約の法的評価とは別問題と考えるべきであろう。

(n)についても、恋愛が自由である以上、恋愛感情をもたない相手に錯誤に基づいてプライバシーが開示される事態は、別れさせ工作がなくても考えられるのであり、開示した情報が悪用される等の事情があれば別論、単にプライバシーが開示されただけで不法行為責任を問うことは難しい。なお、東芝事件判決は、工作の前提となる身辺調査につき、「プライバシーを正当な理由なく侵害する行為」とするが、身辺調査は、探偵業法2条1項にいう探偵業務そのものであって、他の法令により禁止又は制限されている行為を行うことができないのは当然としても（同法6条）、全てが違法となるわけではない。裁判例でも、調査対象者の自宅マンション内の配電盤にビデオカメラを設置し、居室に出入りする人物や対象者の容貌を無断で撮影したことがプライバシー侵害にあたりと判断された事例はあるが（京都地判平18・1・24裁判所ウェブサイト）、一般的に身辺調査行為自体についてプライバシー侵害を認定した例はない。違法行為に及ばない限り、調査行為について不法行為責任を問うことは難しい。

以上によれば、別れさせ工作は、結果として(m)や(n)といった事態を生じさせたとしても、これを理由に不法行為責任を問われることはなく、また、工作に付随して行われる調査についても、違法行為に及ばない限り、不法行為となることはないのであって、いずれも別れさせ工作委託契約の公序良俗違反を帰結しないことが明らかである。

三 おわりに

以上、本評釈は、別れさせ工作委託契約の公序良俗に照らした有効性について検討した。別れさせ屋に対する社会的評価は厳しいものであるが、東芝事件判決の検討を踏まえて考えるならば、別れさせ工作委託契約のすべてが公序良俗に反すると考えるのは適切でない。本件原審は、別れさせ工作が人倫に反する等、著しく社会的相当性を欠き、あるいは関係者の自己決定を歪めると判断される場合に、公序良俗違反となるとの判断枠組を示し、本判決も、実質的に同じ判断枠組で判断を下すものと理解されるが、こうした方向性は支持されるべきものであろう。

なお、本件において、Yは、工作内容を自ら提

案し、これを実行させたにもかかわらず、同工作が公序良俗に反することを理由として、契約の対価支払いを拒んでおり、この行為は、一見、信義則違反にも思われる。しかし、別れさせ工作委託契約が公序良俗に反するケースとは、工作が人倫に反し、あるいは関係者の自己決定を歪めると評価される場面であって、こうした契約は、存在自体が公序良俗を紊乱するものと評価される。たとえばY自身が提案した工作内容でも、こうした契約の対価をXに取得させることについて、国家は助力すべきでないと考えられる。

●—注

- 1) 「別れさせ屋」は登録商標であるが、通称として一般に用いられており、本評釈においても、この呼称を用いる。
- 2) 本評釈にあたっては、「別れさせ屋」をキーワードにGoogle検索し、ヒットしたサイトのうち計10社の事業者HPについて内容調査を行った。
- 3) 「女性殺害、懲役15年」朝日新聞2010年3月10日朝刊39頁。
- 4) 東京地判平22・3・9判例集未掲載。
- 5) 新聞報道によれば、別れさせ工作委託契約が公序良俗に反するとして、既払金の返還を求めた訴訟が2012年12月25日付で仙台地裁に提起されているとのことであるが（「依頼した別れさせ屋を提訴」朝日新聞2013年2月16日夕刊12頁）、判決は公表されていない。
- 6) 一般社団法人日本調査業協会HP (<http://nittyokyo.or.jp/wakaresaseya/>) (2019年1月23日最終閲覧))。ただし、同協会に加盟する業者は、2010年のデータでは登録業者の1割にも満たない（「探偵！実態スクープ」朝日新聞2010年5月25日夕刊6頁）。
- 7) <https://www.ladis-wakaresaseya.com/wakaresase/> (2019年1月23日最終閲覧)等参照。
- 8) なお、消費者契約法平成30年改正は、勧誘を行う事業者が、社会生活上の経験が乏しい消費者に対し、その恋愛感情に乗じて「契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げ」た場合に、契約の取消しを認めている（改正法4条4項）。これは、デート商法により、社会生活上の経験が乏しい者が、事業者の食い物にされている現状を踏まえた改正であり、恋愛の自由の限界を法定するものといえる。
- 9) 工作員が收受した金品は、書面によらない贈与として、既履行の限り撤回できない（民550条）。ただし、結婚を前提とする贈与であることが明示ないし黙示されている場合には、動機の錯誤として当該贈与を溯及的に無効とすることも可能である。

摂南大学准教授 城内 明